

山梨県公報

第二千八百四十七号

平成三十年

十二月十三日

木曜日

目次

告示

○山梨県労働者就業実態調査の実施……………五九三

○収入証紙売りさばき人の指定……………五九三

公告

○都市計画の変更図書の縦覧……………五九四

○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………五九四

○開発行為に関する工事の完了について……………五九四

公安委員会

○技能検定員等審査の実施……………五九四

告示

山梨県告示第三百五十九号

山梨県労働者就業実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。

平成三十年十二月十三日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 調査の名称 山梨県労働者就業実態調査
- 二 調査の目的 県内事業所における労働者の雇用の実態、雇用に対する事業主の意識等を把握し、今後の働きやすい職場づくりを更に推進するための基礎資料を得、もつて労働福祉施策に反映させることを目的とする。
- 三 報告を求める事項

- 1 事業所の概要に関する事項
- 2 従業員の就業状況に関する事項
- 3 働きやすい職場づくりを推進する制度に関する事項
- 4 次世代育成支援対策推進法に関する事項
- 5 男女の均等待遇等に関する事項

- 四 基準となる期日 平成三十一年一月一日を調査基準日とする。
- 五 報告を求める者
 - 1 調査地域 山梨県全域
 - 2 調査対象 県内の従業員五人以上の事業所から無作為に抽出した千の事業所
- 六 報告を求めるために用いる方法 自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。
- 七 報告を求める期間 平成三十一年一月一日から同月二十八日までを調査期間とする。

山梨県告示第三百六十号

山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成三十年十二月十三日

山梨県知事 後藤 斎

売りさばき場所	住所	氏名	指定年月日
富士吉田市旭三丁目十二番二十三号 セブニーイレブン富士吉田旭三丁目店	富士吉田市小見見三丁目二番十三号	有限会社富士コンビニエンステムズ 代表取締役 太田敏夫	平成三十年十一月二十八日
富士吉田市竜ヶ丘二丁目六番十一号 セブニーイレブン富士吉田おひめ坂通り店			
富士吉田市上暮地一丁目十二番一号 セブニーイレブン富士吉			

田寿駅前店			
南都留郡山中湖 村山中八百六十 五―三百八十七 セブニーイレ ブン山中湖イン ター店			

公 告

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により中央市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成三十年十二月十三日

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画公園
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県知事 後 藤 斎

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成三十年十二月十三日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 組合の名称 上野原市上野原駅南土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十六年度から平成三十年度まで
- 三 施行地区 上野原市大字新田字篠久保、宇川井田、字稲干場、字腰巻及び字清水の各一部
- 四 事務所の所在地 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成二十七年三月二十三日
- 六 変更認可の年月日 平成三十年十二月四日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月十三日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字東横塚六千七百三番一、六千七百四番及び六千九百三番の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都墨田区東墨田二丁目十七番八号 松山油脂株式会社 代表取締役 松山剛己

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成三十年十二月十三日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」
- 二 審査日時及び場所
 - 1 審査日時 平成三十一年一月十五日（火）から同月十八日（金）までの午前九時から午後五時まで
 - 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
 - 3 受付期間及び場所
- 三 期間 平成三十一年一月四日（金）から同月十日（木）まで
- 四 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円

(二) 普通自動車免許 一万九千五百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円

(二) 普通自動車免許 一万千八百五十円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番